

山梨県災害復旧アシストエンジニア活動要領

(目的)

第1条 本要領は、山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、県建設事務所長又は市町村長（以下、「派遣要請機関」という。）から派遣要請のあった山梨県災害復旧アシストエンジニア（以下、「アシストエンジニア」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものである。

(活動内容)

第2条 アシストエンジニアは、次の活動を行う。

(1) 被災状況調査に関する支援

ア 災害報告のための被災状況調査補助

(2) 復旧工法等に関する技術的助言

ア 応急復旧に関する助言

イ 二次災害防止に関する助言

(3) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」災害復旧事業に関する支援、助言

ア 災害査定に関する助言

2 アシストエンジニアは、前項のほか次の活動を行う。

(1) 災害時における被災情報の通報

ア 公共土木施設の被災を発見したときは、当該施設の管理者もしくは市町村に通報すること

(2) 平時における危険箇所情報の通報

ア 公共土木施設が危険な状況にあることを発見したときは、当該施設の管理者もしくは市町村に通報すること

(3) 災害復旧技術の継承活動

ア 災害復旧に関する研修会・講習会の講師を務めるなど、災害復旧に関する技術の継承を行うこと

(活動の原則)

第3条 アシストエンジニアは、次の原則に従い活動するものとする。

- (1) 自らの健康管理に努め、十分な体調で活動に臨むものとする。
- (2) 常に安全に留意し円滑な活動に努めるものとする。
- (3) 地域住民等からの要望等については、速やかに派遣要請機関に伝達するものとする。
- (4) 不測の事態により活動が困難となったときは、直ちに活動を中止するものとする。

(派遣及び出動)

第4条 派遣要請機関は、アシストエンジニアの派遣要請を派遣要請書（様式第1号）により公益社団法人山梨県建設技術センター理事長（以下、「センター理事長」という。）に行うものとする。

- 2 センター理事長は、派遣要請があった地域や活動内容に照らし、アシストエンジニアの中から派遣することが適当と認められる者に出動の要請を出動要請書（様式第2号）により行うものとする。但し、県建設事務所長は、アシストエンジニアに直接、出動依頼を行うことができるものとする。
- 3 出動要請のあったアシストエンジニアは、速やかに出動するものとし、出動時には、支援活動に適した服装を着用するとともに、アシストエンジニアの名札、腕章、ヘルメットを携行するものとする。

(活動の開始及び完了)

第5条 アシストエンジニアの活動の開始と完了については、次のとおりとする。

- (1) 派遣先に到着後、派遣要請機関と活動内容を確認し、活動を開始するものとする。
- (2) 活動が完了したときは派遣要請機関に連絡のうえ撤収するものとする。

(活動報告)

第6条 アシストエンジニアは、派遣先での活動完了後1週間以内に、活動報告書（様式第3号）及び、活動費用等報告書（様式第4号）により活動内容をセンター理事長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、アシストエンジニアの派遣及び活動に関し、次の事務を行うものとする。

- (1) アシストエンジニアの選任及び出動に関すること
- (2) アシストエンジニアの派遣先における活動内容について、派遣要請機関との連絡調整に関すること
- (3) アシストエンジニアの活動に要する費用（交通費・宿泊費等）に関すること
- (4) その他県土整備部及び関係機関との連絡調整に関すること

(活動費用)

第8条 センター理事長は、アシストエンジニアが活動に要した費用（交通費・宿泊費等）を、活動費用報告書（様式第4号）に基づき支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、アシストエンジニアの活動に関する事項については、センター理事長が、必要に応じ要綱第7条に定める運営委員会の意見を聴き、これを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月13日より適用する。
- 2 この要領は、令和元年11月1日より適用する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日より適用する。
- 4 この要領は、令和5年4月1日より適用する。

山梨県災害復旧アシストエンジニア派遣要請書

令和 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長 あて

市町村長・事務所長名

山梨県災害復旧アシストエンジニア活動要領第4条にもとづき次のとおり、アシストエンジニアの派遣を要請します。

1 派遣期間及び場所

- （1） 派遣期間 令和 年 月 日 ～ 月 日
- （2） 派遣場所
- （3） 担当部署名・連絡先

2 支援内容

3 その他必要事項 （人員数等）

山梨県災害復旧アシストエンジニア出動要請書

令和 年 月 日

氏 名 殿
登録番号 第 ー 号

（公社）山梨県建設技術センター 理事長

山梨県災害復旧アシストエンジニア活動要領第4条にもとづき次のとおり出動を要請します。

1 活動期間、活動場所及び派遣要請機関

- （1）活動期間 令和 年 月 日 ～ 月 日
（2）活動場所
（3）派遣要請機関及び連絡先

2 活動内容

3 その他必要事項

- （1） 出動方法

- （2） 携行品

名札、ヘルメット、腕章、その他（ ）

- （3） その他特記事項

事務局
（公社）山梨県建設技術センター
業務部 公益事業推進室 ○○、○○
電話番号 055-232-0577
F A X 055-237-5153

山梨県災害復旧アシストエンジニア活動等報告書

令和 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長

氏 名

登録番号 第 ー 号

別紙のとおり，山梨県災害復旧アシストエンジニアとしての活動等内容を報告します。

1 活動期間、活動場所及び派遣要請機関

（1）活動期間 令和 年 月 日 ～ 月 日

（2）活動場所

（3）派遣要請機関

2 活動内容

3 その他報告事項

山梨県災害復旧アシストエンジニア活動費用報告書

令和 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長 殿

氏 名
登録番号

山梨県災害復旧アシストエンジニアとしての活動に要した費用について報告します。活動費用は、下記支払先までお振り込み下さい。

活動費用

内 訳	明 細	金 額（円）	備 考
交通費	経路及び移動方法		
	私用車を利用した場合の費用計算 （往復の走行距離 km × 37 円/km）		
宿泊料	宿泊先施設名・場所		領収証の 添付をお 願いしま す。
	宿泊日数 日		
通信費用	活動日 月 日		
活動費用計			

支払先

金融機関名				本・支店名	
種 別	普通・当座	口座番号		フリガナ 口座名義人	

本様式は、様式第 3 号と併せて提出をお願いします。

山梨県災害復旧アシストエンジニア講習会費用報告書

令和 年 月 日

（公社）山梨県建設技術センター理事長 殿

氏 名
登録番号

山梨県災害復旧アシストエンジニアとしての講習会に要した費用について報告します。
講習会費用は、下記支払先までお振り込み下さい。

講習会費用

内 訳	明 細	金 額（円）	備 考
交通費	経路及び移動方法		
	私用車を利用した場合の費用計算 （往復の走行距離 km × 37 円/km）		
資料作成・ 通信費用	講習会 月 日		
講習会費用計			

支払先

金融機関名				本・支店名	
種 別	普通・当座	口座番号		フリガナ 口座名義人	

本様式は、様式第 3 号と併せて提出をお願いします。